

# 洞門における『教授戒文』の作法的意義について

— 附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』  
翻刻資料 —

菅原 研州

## 一、はじめに

キーワード：曹洞宗学 仏祖正伝菩薩戒作法 教授戒文 丘宗潭

本論は、曹洞宗において用いられる『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』の意義について検討したものである。なお、現状は『仏祖正伝菩薩戒作法』によって実施される「伝戒式」の「教授道場」で教授師によって読誦されることが基本である。しかし、近世に授戒会が加賀大乘寺の月舟宗胡禪師（二六一八〜一六九六）によって再興<sup>1</sup>されて以降、『仏祖正伝菩薩戒作法』（以下、『菩薩戒作法』と略記）がそのまま授戒会の道場作法に転用され、「教授道場」

もまた転用された。

その結果、『教授戒文』は本来の僧尼二衆への「伝戒」時に読誦されるのみならず、僧俗四衆を相手にした授戒会でも読誦されるようになり、現状まで至っている。

つまり、現状の『教授戒文』は、本来の想定を超えて用いられている可能性があり、その是非は検討されて然るべきである。

よって、本論では『教授戒文』活用史というべき論を進めながら、末尾には新出資料である『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』を翻刻・収録した。『教授戒文』参究の一助になることを願っている。

## 二、『教授戒文』の位置付けについて

『教授戒文』については、その名称が『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』ともされるが、『菩薩戒作法』を用いて行う伝戒作法時に、教授道場において、教授師が戒文を教授したものと位置付けになっている。

これまでの先行研究<sup>2</sup>では、『教授戒文』の著者について議論となっているが、現段階に至るまで、明確な結論が出ているわけではない。ただし、最古級の写本だと判断される『仏祖正伝菩薩戒教授文』奥書に、以下のように出ていることが注目されている。

右教授の文、むかしはただ口伝してふでにのこさずといへども、永平和尚あまねく諸人にさづけしゆゑに、昇和尚教授とましまししとき、はじめて一説をしるして、戒の大概をとき

おきたまへるを、いま慧球姉公に戒法をさづくるとき、はじめて訓のままにかきてあたふるなり<sup>(3)</sup>。

『教授文』は、瑩山紹瑾禪師（一二六四〜一三二五）が、慧球（生没年不詳）に戒法を授けた時に、『教授戒文』を和訓したものを授けたとされている。そこで、瑩山禪師の見解を検討すると、永平和尚（＝道元禪師「一二〇〇〜一二五三」）が、広く『教授戒文』を授けていたため、懷辨禪師（一一九八〜一二八〇）が教授師になった時に、一説を記して戒の大概を説いた、といえようか。ここに「一説をしるして」とあるが、幾つかの説き方があったものの、その一説を懷辨禪師が記したと見ることも可能である。

従来議論で問題になっていたのは、『教授戒文』の完本の写本と、経豪禪師『梵網経略抄』での引用文とが合わない、あるいは『梵網経略抄』中でも、引用されている『教授戒文』の本文が異なるという指摘であるが、これらは、先に挙げた「一説」をどう採るかで、ある程度の判断は可能となるようにも思う。つまり、元々複数存在していた『教授戒文』の幾つかが、その由来などを明示しないままに後代に伝わった、という理解をしても良さそうに思う。

なお、筆者もこの写本における文言の問題について、一点関心を持っており、それは、冒頭に近い部分で「嗣法超越於三際」（広福寺本『教授戒文』<sup>(4)</sup>、『教授文』<sup>(5)</sup>）とあるが、大正期に宗門から下附されるようになった『教授戒文』<sup>(6)</sup>は「受戒超越於三際」と

なっている。「嗣法」と「受戒」という僅かな相違ではあるが、これは『菩薩戒作法』の位置付けに関わる。つまり、『菩薩戒作法』は、洞門所伝の仏祖正伝菩薩戒を相伝する場ではあるが、同時に「合掌曲身して、師資嗣法の名字を見る」<sup>(7)</sup>とあって、嗣法としての菩薩戒相伝であったと判断されるべきである。つまり、本来は古写本通りの「嗣法超越於三際」が妥当だと考えられるわけである。しかし、後代の写本などでは「受戒超越於三際」になっており、この相違が、例えば江戸時代に授戒会が興隆してくる時に、「嗣法」ではなく「受戒」の意義を強調するために改変されたのか、それとも、元々「受戒」とする写本があったのかで評価が分かれるが、この辺も現段階で判断が付かないというべきであろう。

特に、近世洞門の学僧・瞎道本光禪師（一七一〇〜一七七三）には、『禅戒口訣或問』や『宗伝戒文試参請』といった宗門の禅戒関係の著作が知られ、特に瑩山禪師が伝附した『教授文』の写本を持っており、特に後者ではその内容の解説も行っている。だが、そこでも、「受戒超越於三際」<sup>(8)</sup>であり、写本伝播解明の困難さを表している。

### 三、『菩薩戒作法』の「教授道場」について

「教授道場」とは、『菩薩戒作法』に見える行法の一つである。

次に教授師の道場。

此の道場、亦た寢堂の第三堂の内、東辺に著いて椅子一隻

〔法被を装せず〕・棹一隻〔之を装す〕を設く。拜席、設展椅の南に展げて設く、燭一条、棹の東に設く。棹上の左に華瓶を立て、松枝を挿む。次に香炉、次に教授文、次に払なり。払は西、瓶は東。

次に教授師。或いは当首座、或いは前住寺院の尊宿、其の余の尊宿、必ず和尚の指揮に依りて之を請す<sup>(9)</sup>。

上記一節は、「教授道場」の莊嚴について論じられ、更に、教授師を請する際の人選法を明記している。先に指摘したように、道元禪師の下では懷辨禪師が教授師を務めたとされるが、確かに道元禪師の下で首座を務めており、条件は満たしていたと考えられよう。更に、後代の記録ではあるが、懷辨禪師は「僧海・詮慧等深草の諸衆、尽く師を以て教授圍梨となす。一会の上足なり」<sup>(10)</sup>とも評されており、これも懷辨禪師が教授師を務めていたことを伝える一節として理解出来よう。

なお、「教授道場」中の作法は、以下の通りに示されている。

即ち道場を出づ。入時の路を経て、教授師の道場に赴く。

教授師、拜席上に到りて、椅に向かいて問訊罷、椅に到りて衣袖を取め、跏趺坐し合掌す。

受者、問訊して上香す、焼香罷、拜席上に到りて、展坐具三拝し、長跪し合掌す。

広く戒相を説く〔今、教授師の文有り〕。

此の間、和尚、纒外の椅に居て脚を取めず、焼香侍者、和尚の椅の西傍に侍立す。

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

教授、戒相を説き訖れば、受者、又た礼三拝し、坐具を取めて問訊して立つ。

教授師、起ちて問訊し、受者を率いて道場に赴く<sup>(11)</sup>。

ここから、教授師が受者に対して戒相を説く際に、「教授師の文」があったことを伺わせる。なお、先行研究ではこの一句を回って別の表記があったことを指摘するが、例えば、大正期以降の宗門下附の『菩薩戒作法』のように「今、別に教授の文有り」という場合もある。「教授師の文」であれば、当然に戒相を説くのは教授師だが、「教授の文」であれば、教授師とは限らないことになる。

そこで、教授師を別に立てるか、戒師が兼ねるかで、議論があったことを紹介しておきたい。

一師二師の事、戒法伝授のとき、一師・二師を用いるの両様なり。

其の二師とは、一には教授師、二には戒師なり。

其の教授、先づ之の道場の外に於いて受戒の作法、並びに口訣等を教授すべきなり。次に授戒師、正戒並びに血脈を正授す。其の時、教授師、之の道場の内に於いて壇の東方に坐を設く、是れ証戒の為なり、是れ叢林一様なり。

一師と云は、戒師一人、之の道場の外に於いて教授し、次に内の道場に入り登壇受戒するなり。宋朝の禪院、両儀を用いる所なりと雖も、一師の義、猶お以て勝と為す所以は、初祖達磨、二祖に之を伝うるの時、只だ一師のみなり。時に二

祖、請して云く骨相已に換ふ、戒相豈に然からずや、願わくは仏祖の正戒を授けたまえ（云々）。

其の時、宗門に寺無し、仍て少林寺に寓住して只だ仏殿の廊に居して面壁するのみ。時に初祖、示して云く、汝、夜半無人の時、東廊に来たるべし（云々）。

仍て初夜の後、少林寺の仏殿東廊に於いて唯だ一人のみにて之を伝授す。

時に道具等、全く無し、只だ二祖の袈裟を敷いて、師坐して而も授くるのみ。仏前の灯明を借りて而も之を用ゆ、此の一大事、全く記録を許されず、唯だ面授口訣し来たる所なり。故に、正義伝授の人に非ざれば、遂に知ることを得ず。

今、東廊を借用して伝灯するは、是れ即便ち、彼の芳躅を擬するものなり。其の後、六代の伝法・受戒、只だ一師のみなり。<sup>(13)</sup>

これは、『梅山和尚戒法論』と呼ばれる文献の奥書に相当する箇所に見られる一節である。なお、拙論<sup>(14)</sup>において論じた通り、当文献は中世の太原派を代表する梅山聞本禪師（？〜一四一七）の著作だと確定することは、今のところ困難だと思われるが、しかし、上記に引用した「一師二師の事」の部分は、中世の曹洞宗で実際に検討された可能性がある。その傍証として、同じく中世の太原派の伝戒作法を伝える、万光道輝禪師（一六八一〜一七五七）書写の『血脈法式』<sup>(15)</sup>では、教授師が随喜しない『菩薩戒作法』を基本としているのである。<sup>(16)</sup>

具体的には、「道場莊嚴」において、卓上に「戒文（おそらく『菩薩戒作法』を意味するか）」を置き、「正授道場」へと場所を変える様子が無いままに、「次に師、拂子を打し、則ち舊處に置き、教授文を誦す」<sup>(17)</sup>とあるが、これは本師（戒師）による『教授戒文』誦讀なのである（つまり、実質的な「教授道場」）。更に、『菩薩戒作法』の本来の様子では、「正授道場」中に教授師の介添えなどがあるべきだが、『血脈法式』では一切見られず、作法の全てが終わった後で、「教授有れば」<sup>(18)</sup>と断った上で、教授師が随喜した場合の作法が例外事項として記されるのである。つまり、先に挙げた『戒法論』と同じ太原派室中に相伝した伝戒作法に、「二師」による作法を示すものがあつたことを意味する。

なお、戒師が教授師を兼ねる根拠は、中国禅宗初祖達磨大師から二祖慧可大師への伝戒としており、当時の少林寺は禅宗専門の寺院ではなかつたため、達磨大師が一師で行つたはず、との見解を呈している。ただし、この説は、主要なる灯史には確認出来ないことであり、本書でも、「記録を許されず」と不備を認めている。しかし、おそらくは『六祖壇経』において、五祖が袈裟で周圍を覆つて他見を許さないようにしながら法を密附したことや、百丈懐海による禅院独立を意識しているとは思われる。

以上の検討からは、「教授道場」の作法に複数の方法があつたことを示すのみであるが、現代の我々が考える作法のみではないことを確認しておきたい。

#### 四、近世の授戒会における「教授道場」について

これも既に拙論<sup>(19)</sup>で確認をしたことであるが、現行の授戒会は江戸時代に加賀大乘寺二六世・月舟宗胡禅師によって再興されたとされる。そして、再興の際に、「正授道場」と「教授道場」が『菩薩戒作法』に準拠する形で行われたものと推定される。例えば、以下の指摘が存在している。

尋テ戒師ト稱シ戒會ヲ開ク者ノ有リト雖モ、其説戒至テハ則  
 教家ノ途轍ニ墮シテ此戒文ノ如キハ則教授道場ニ於テ僅ニ口  
 ニ誦スルコト一返スルノミ。<sup>(20)</sup>

これは、江戸時代の洞門学僧・万仞道坦禅師（一六九八〜一七七五）による『禅戒鈔』「序」の一節であるが、当時の「教授道場」において、『教授戒文』をただ一度読むのみであると指摘し、その批判として、『梵網経略抄』などを通して内容を参究することを説いたのである。

なお、上記内容に関連して、宗門の授戒会作法で現存最古とされる、指月慧印禅師（一六八九〜一七六四）述の『開戒会焼香侍者指揮』を参照してみたい。同書には、教授道場の詳細については論じられていないが、以下の記述が見られる。

・焼香侍者ハ室中ノ儀軌ヲ精細ニ淵底シ、ソノ寺院ノ格式ニヨ  
 リテ、教授堂、寢堂、幔外等ヤ又ハ懺悔（今時行之）ノ處ヲ  
 定メ、ソノ通路ノ便宜等ヲ懷ニスベシ、<sup>(21)</sup>  
 ・次ニ登壇ノ講習ス、但シ通路ノミ幕ニテ隔テ、莊嚴スルニヲ

ヨバズ、講習モ教授堂ニ到リ、幔外ヲ經テ道場ニ到リ、焼香  
 等ノミ講習ス、登壇等ニハヨバズ、<sup>(22)</sup>

上記内容から、明らかに教授堂（教授道場）が設置されていることは分かるのだが、その道場としての行法までは伝わらない。そこで、他の作法書を確認したところ、『戒会直檀寮指南記』には六日目黄昏以降の行法として、以下のようにあった。

教授場ニ皈ル戒子教師江焼香三拜直壇手磬二声ヲナラス合掌  
 教授戒文了テ又手磬二声ニテ坐参拜セシム<sup>(23)</sup>

つまり、教授場（教授道場）において、前後の三拜を含め、『菩薩戒作法』の通りに『教授戒文』を誦誦していた様子が理解出来よう。

また、他の方法での作法も確認されている。  
 手磬に随つて教授と同じく問訊し、教授の後ろに随つて即ち道場を出づ。入時の路を経て、教授の道場に赴く。〔教授道場図入る〕此の如く排列す。教授師、拜席上に到り、椅に向て問訊罷、椅に就て跏趺坐す。即ち懺悔帳焼却す。次に受者焼香（隻手拈香）すること前の如し。次次三拜し訖りて、具上に長跪合掌し、教授師の広く戒相を説くを聴く。説戒訖りて受者三拜す。<sup>(24)</sup>

これは、『伝戒受戒道場莊嚴法』の一節であるが、特徴は「教授道場」で懺悔帳焼却が行われていることである。なお、『伝戒受戒道場莊嚴法』は、一般的な授戒会で六日目に行われる戒師・教授師の「請拝式」から始まり、時間を改めて「教授道場」から

「正授道場」へと進む。一方で「懺悔道場」は五日目に行われることが多いが、当作法書には記載されていない。つまり、前日の「懺悔道場」では、懺悔帳が作られていたが、その時点で焼却せずに、翌日の「教授道場」で行っていたことになる。通常、懺悔帳焼却は懺悔道場で行うようになるため、この辺は作法の一変容として理解するしかない。

また、「広く戒相を説く」とあるが、これは『菩薩戒作法』の記述に合致している。そして、この時に『教授戒文』が使われたであろうことは、当作法書における「教授道場」莊嚴の指示において、卓上に『教授文』とあることから明らかである。

なお、大乘寺山内の作法書である『禪門大戒直壇指南』でも、「右ノ懺悔帳ハ、受戒ノ晩、教授師、戒子教授道場ニ率イテ、椅上ニ跏坐シ了テ、先封ヲ切り、へ小刀用意」焼却ノ由ヲ、戒子ニ告テ、即焼却ス、然後、教授ノ式ヲ行ズ」とあり、『伝戒受戒道場莊嚴法』と同様の作法を確認することが出来る。現段階では、現代とは異なる作法が存在した理由が分からないため、今後機会を得たならば、懺悔道場の検討を通して、右の作法が行われた理由を確認してみたい。

## 五、近世の授戒会における「教授道場」を回る諸問題

近世の洞門授戒会における「教授道場」に関連して、二つの問題を提起しておきたい。

(1) 黄檗宗の『弘戒法儀』の影響の有無について  
 (2) 近世における授戒会作法の議論の影響について  
 まず、(1)だが、黄檗宗の『弘戒法儀』『授戒日規』合冊本<sup>(26)</sup>を確認したところ、教授師の位置付けについて、以下の知見を得ることが出来た。

- ① 具足戒を受ける前「将授具足戒先差教授師授持衣教鉢法儀第七」では教授師を請して「持衣教鉢の阿闍黎」としている。
- ② 「或将出家或将授具足戒俱应先授四依法第九」では教授師を請して「四依の阿闍黎」とし、四依法の開示をさせている。
- ③ 「将登壇授具足戒預問難法儀第十」では教授師を請して「審明遮難の阿闍黎」とし、尋問者としている。
- ④ 「登壇授大比丘具足戒白四羯磨法儀第十一」では三師の一として教授師を拝請するが、「第六教授師出衆問遮難法」で受者への尋問を行う。更に「第七召入衆法」「第八乞授戒法」では、教授師が受戒に臨む沙弥の誘導等を行う。
- ⑤ 「比丘白四羯磨受具足戒已次日差闍黎師与説随相法儀第十二」では戒師が教授師を遣わして、「四波羅夷」などの戒相を開示させる。

⑥ 以下は菩薩戒の授戒となる。「将授菩薩大戒和尚差阿闍黎問難七遮法第十四」について『弘戒法儀』では「阿闍黎」のみの表記で、内容からは教授阿闍黎だと思われるが、判然としない。一方で、『授戒日規』の「初七下午問七遮罪」では「教授師を請して七遮を問う」となっているため、教授師を

拝請しており、更に、『弘戒法儀』では「正授菩薩大戒軌儀第十五」において教授阿闍黎に受者の「七逆罪（七遮）」の有無を問わせている。

⑦前段の遮難が済むと、改めて戒師を拝請するが、従来の状況から一転して、毘盧遮那如来・盧舎那如来を拝請して戒源とし、釈迦牟尼如来を拝請して得戒大和尚とし、文殊師利菩薩を羯磨阿闍黎、弥勒菩薩を教授阿闍黎、十方の諸仏を証戒阿闍黎、諸大菩薩を同学聖侶として拝請し、理念的な三師としている。これは、菩薩戒の授戒では標準的な作法といえる。

⑧『弘戒法儀』は、菩薩戒の授戒までで項目を終えるが、『戒日規』はその後に続いて、「初八午誦梵網經」を挙げ、「教授師を請して戒經を誦す」とある。

以上の通り、黄檗宗の『弘戒法儀』では、具足戒（比丘戒）と菩薩戒を続けて授ける日程となっているが、その中で、それぞれに教授師を拝請している。具足戒ではいわゆる尋問者としての位置付けと、四波羅夷などの開示を行わせている。菩薩戒でも尋問者としての位置付けをしつつも、最終的には『梵網經』誦誦を行わせるなどしている。

そこで、曹洞宗の教授師と比べてみれば、「教授道場」の設置は無く、また、戒法の開示を行うとしても、洞門の『教授戒文』のような開示という内容では無い。そのため、『菩薩戒作法』によって構築された洞門の「教授道場」の位置付けは、独自のものだといえるだろう。

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

## 六、面山瑞方禅師の「教授道場」への評価 三ついで

前項で挙げた(2)について、これも拙論<sup>(27)</sup>で論じた通り、加賀大乘寺を中心に構築された近世の授戒会作法に対し、面山瑞方禅師などが批判していたことを示した。

なお、面山禅師による授戒会作法批判は永平寺四〇世・大虚喝玄禅師（一六六二～一七三六）が関三刹や寺社奉行所に訴えていた「永平寺戒儀興復願」の影響を受けたものだと思われる。大虚禅師が面山禅師に自らの主張を開示したことは、『傘松日記』に「時に禅師、委しく洞宗戒儀を武江府に訴うるの緒余を話す」と見える<sup>(28)</sup>。

そこで、大虚禅師による戒儀興復の誓願は、『永平寺史（下）』で「第六章 宗統復古運動と永平寺」の「第一〇節 喝玄・雄禅の二禅師と戒儀復興」の項目にて詳述<sup>(29)</sup>されている。その報告を受けつつ検討すると、まず、大虚禅師の主張には、授戒会に対する苦言は見られるものの、当時宗派内にてデファクトスタンダードになりつつあった大乘寺式の授戒会作法に対して、批判の射程がどれほどであったのかは判断が付かないといえる。そのため、前掲の拙論では敢えて両者の関係を開示しなかった。ただし、『傘松日記』では「因みに茶話、禅門戒壇の委悉なり」としており<sup>(30)</sup>、当時的大乗寺式の授戒会を詳しく検討した可能性もある。

大虚禅師が「宗門傳戒之次第」で行った主張には、「一、菩薩

授戒の式は偏(偏む)に高祖伝来の作法に依り、他派の法式を混ぜずべからざるの事(31)とあるが、これだけでは面山禪師が主張したような、授戒儀軌全般を視野に入れた批判、特に加行全般、懺悔道場などへの批判まで含むかどうか、判断が付かないのである。大虚禪師が「他派」というのは多分に黄檗宗を意識しているのだろうか、一方でその法式とはどこまでを指すのか、慎重に検討する必要がある。

なお、前掲拙論で述べた通り、面山禪師の主張した授戒会作法は広く受け容れられることは無く、大乘寺式の授戒会作法が現在までも宗門内で通用している。これは、大虚禪師の「永平寺戒儀興復願」が、享保二〇年の段階で寺社奉行所によって退けられたことの影響もあるかもしれない。

それから、面山禪師による「教授道場」への評価を検討してきた。『若州永福和尚説戒』では大乘寺式の授戒会作法、就中「正授道場」について四衆一等に開示することを批判しており、これは大虚禪師が「達書」として関三刹に開示した主張の「一、高祖帰朝の以後、広く戒会を開き、門徒の僧侶は申すに及ばず、他派の宗師へも伝戒之れ有り、其の外、在家の授戒の男女等のあまたなるも、広く興行すべからざるは勿論の事(32)」を受けたものであるとも思われる。つまり、伝戒と授戒とを分けるべきとの主張であり、面山禪師も在家への授戒には『大儀軌』と称される『菩薩戒作法』ではなく、『小儀軌』と呼ばれる「授戒作法」を用いるべきだと主張した。そうなると、先述の通り、大乘寺式の授戒

会作法は『菩薩戒作法』に則って、「正授道場」「教授道場」を構築したと推定されるが、もし、同作法を用いないとなると、「教授道場」の位置付けが不明となる。

そこで、面山禪師による四衆への授戒時の説戒録である『若州永福和尚説戒』を見てみると、『梵網経』等に依拠しつつ、菩薩戒（十六条戒）の意義を四衆へ開示されたことは明らかだが、戒本の提唱では『教授戒文』への言及は見えない。ただ、「加行ノ因縁」項で当時の授戒会中の懺悔道場における対首懺悔を批判する中で、「ユヘニ禪門戒教授文ニ、既依佛祖證明、得大清淨、是乃懺悔力也トアリ(33)」とあり、この一節に『教授戒文』からの引用が確認される。よって、「教授道場」自体への態度は判然としなことが分かる。一方で、瞎道本光禪師が所持していた『教授文』について、「則復夕宗祖説戒之貝葉記也ト言ヘリ(34)」と述べたことを、瞎道禪師が伝えているため、面山禪師は道元禪師自身による説戒の記録だと評していたと理解可能であり、更に「貝葉」とするからには、經典・仏説に準ずる扱いをすべきであったということになる。なお、『仏祖正伝大戒訣』一序(36)においても、面山禪師は『教授戒文』について、『教授文』で示された由来と同じ見解を示している。

## 七、『教授戒文』の参究・活用について

近世・近代の洞門学僧達による『教授戒文』参究の系譜については、既に先行研究(37)が存在するため、その成果を受けつつ、本項

では『教授戒文』の参究及びその活用が、道俗四衆に向けたものであったのか、それとも僧尼二衆に対するものだったのかを確認しておきたい。

そこで、近世の主たる参究結果について、略年表の形でまとめておきたい。

- 一七二四年刊 甘露英泉『戸羅敲髓章』
- 一七二四年書 面山瑞方『仏祖正伝大戒訣』（後の一七四八年に刊行）
- 一七三四年書 面山瑞方『傘松日記』
- 一七三五年序刊 指月慧印『禅戒篇』
- 一七四一年まで 白痴述、如宗編『禅戒伝耳録』
- 一七五二年 万仞道坦『梵網経略抄』入手
- 一七五二年題 万仞道坦『教授戒文鈔源支』<sup>38</sup>
- 一七五二年提唱 面山瑞方が但馬大用寺の戒会で説戒（後に『若州永福和尚説戒』）
- 一七五四年書 瞎道本光『禅戒口訣或問』
- 一七五七年まで 三洲白龍『禅戒游刃』<sup>39</sup>
- 一七五八年序刊 万仞道坦『仏祖正伝禅戒鈔』
- 一七六〇年刊 面山瑞方『若州永福和尚説戒』
- 一七六七年書 瞎道本光『宗伝戒文試参請』
- 一七七四年序 万仞道坦『禅戒本義』（翌年刊行）
- 一八四一年題 本秀幽蘭『永平教授戒文辨解』<sup>40</sup>
- 一八六一年提唱 直翁梅指『授戒会式』

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

まず、右の通りに並べてみると、明らかに『教授戒文』を用いた説戒を行った事例としては、指月慧印禅師『禅戒篇』の位置付けが際立つ。内容から、道俗四衆に対するものであることは明確だが、前述の通り、指月禅師は授戒会で「教授堂（教授道場）」を採用していたことが明らかであるため、『教授戒文』を説戒に用いたのは自然なことである。

そして、その後の参究成果のほとんどは、四衆を相手に『教授戒文』を用いていた。一方で、明らかに読み手を出家者に限定していたのは、万仞禅師『禅戒鈔』である。良く知られているように、同書の「規約」<sup>41</sup>では濫りに多くの者の目に触れないように注意を促している。ただし、本書を授戒会の説戒や布薩などで用いることまで禁止されているわけではない。よって、『教授戒文』への解説を含んだ経豪禅師『梵網経略抄』という、従来秘匿度が高かった文献も、『禅戒鈔』を通して徐々に人の目に触れるようになり、宗門の戒学参究に用いられた様子が理解可能である。

末尾に挙げた直翁梅指禅師『授戒会式』では、説戒の「十重禁戒ノコト」において「僧衆ハヨク省得スベシ、在家ノ菩薩モ同ジノミ、十戒トモ菩薩戒弟故、一心戒儀教授戒文ノ道理心得ナクテハナラヌ」としており、在家にも『教授戒文』の道理を把握するように促している。更に同項では『教授戒文経豪鈔（梵網経略抄）』を明らかに用いている。<sup>43</sup>ただし、内容は全て万仞禅師『禅戒鈔』に引かれた文言に一致（文相は若干相違する）するため、梅指禅師の参究に『禅戒鈔』や『禅戒本義』（一心戒文を収録）

が用いられたものか。

以上に概観した通り、近世末期には『教授戒文』と、その解釈としての『梵網経略抄（あるいは『禪戒鈔』）』が揃っており、近代以降の『教授戒文』の参究・活用は、授戒会の戒弟四衆への開示を含むのは当然のこととして学僧達に理解されていたことだろう。

## 八、『丘宗潭老師』『教授戒文』『提唱録』

今回、本論の末尾には、新出資料の『丘宗潭老師』『教授戒文』『提唱録』（以下、『提唱録』）を翻刻収録した。令和二年に百回忌を迎えた、近代洞門を代表する宗乗家である丘宗潭老師（一八六〇～一九二一）の『教授戒文』提唱である。書誌情報は、拙論「近代洞門における室内三物研究について」（本誌掲載）と共通しているため、参照されたい。日時のみ示せば、明治三九年（一九〇六）九月一〇日午前に行われた提唱である。

なお、丘師による『教授戒文』口授は、細川道契老師編『洞上室内伝法口訣三物秘弁講話』にも「教授戒文口傳」として収録されているが、『提唱録』の方が分量が多い。簡単に両書の同異点を挙げておきたい。

- ①両書とも『教授戒文』に対する提唱・口授。
- ②『提唱録』は合冊されている『室内三物秘弁』の聴講者を引き続きで受講したと思われる、複数人に対する提唱である。

る。一方で「教授戒文口傳」は聞き手の情報が乏しいが、細川師個人への説示か。両書とも出家者への開示であったと思われる。

③「教授戒文口傳」では、口授の動機を『教授戒文』がただ戒会の時に読まれるのみであることを批判し、本来は戒儀の口伝を伴うとの立場から、提唱された。

本論では両書を思想的に比較しようと企図していたが、細川師編の「教授戒文口傳」は余りに短すぎるため、比較の対象としては不適切だと判断した。よって、まずは丘師の『提唱録』の概要を紹介したい。

『提唱録』の本文全体は一万字を超えており、『教授戒文』のほぼ全体について開示されている。具体的には、宗門の仏祖正伝菩薩戒における「仏祖正伝」の意義から始まり、戒本である三帰・三聚浄戒・十重禁戒、そして末尾の引請に到るまで丁寧に開示されたものである。ただし、「懺悔」は「懺悔の文は云はなくても分て居るだローから止めとしておかう」とし、『教授戒文』の文言をごく簡単に提示した程度で、省略されている。

それから、丘師の『教授戒文』成立論だが、『提唱録』では冒頭部分で「之れは禪戒を御開山様が二代孤雲様に授けられた其れを二代様が筆記された物だから取も直さず我宗の戒である禪戒の根本である」とする<sup>(45)</sup>ように、瑩山禪師『教授文』の見解を踏まえたものと理解できる。なお、「教授戒文口傳」でも、上記内容とほぼ同じ見解であるが、「太祖様の言にも二代様によつて出来た

といふことがある」としつつ、その経緯は面山禪師『仏祖正伝大戒訣』から受けたとしている<sup>(46)</sup>。

## (二) 『提唱録』で参照された文献

丘師が本提唱において参照された文献は、次の通りであった。

・『景德伝灯録』(五七丁表) 「馬祖下の維清禪師」の言葉を引くが、該当人物及び内容等の典拠不明。何らかの記憶違いか、筆録時の誤記か。字の關係から靈源惟清かとも考えたが、一一一七年遷化の靈源は『景德伝灯録』に入っていない。

・本秀幽蘭『永平教授戒文辨解(略辨)』(五九丁裏・六〇丁表・六二丁表) 三聚淨戒の一々について幽蘭和尚の著語を引用している。『永平教授戒文辨解』は、著者直筆本と『曹全』収録本(『略辨』)との間に、書誌学的問題が含まれると報告されている<sup>(47)</sup>。『提唱録』の筆録時期からすれば、『曹全』収録の底本となった岸澤惟安老師(二八六五〜一九五五)の書写(大正七年「二九一八」)よりも前に提唱されており、注意を要するが、先の問題を解決するほどの情報が開示されたわけではない。

・万仞道坦『禪戒本義』(六二丁表・六三丁裏・六四丁表・六四丁裏・七三丁表・七六丁裏) 『禪戒本義』は三聚淨戒・十重禁戒の一部で参照されているが、主として同書で引用された『梵網経略抄』を見るために引用されている。なお、同じ目的であれば、万仞禪師の『禪戒鈔』でも良いはずだが、『提唱録』では『禪戒本義』が主として用いられた。理由は後述する。

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

・万仞道坦『禪戒鈔(禪戒抄)』(五六丁裏・六四丁表) 『提唱録』全体で二箇所名前が見えているが、丘師は『禪戒鈔』について以下のように批判している。

禪戒抄などには色々と書てあるが沢山書けば書く程分り悪くなる(五六丁裏)

皆な禪戒本義を求めて見るが善ひ本義は文が簡にして明かじや禪戒鈔はダラ／＼して居る却て分り悪ひ今頃の衆は禪戒本義あることも知らぬ人が多い(六四丁表裏)

『禪戒鈔』に比べて『禪戒本義』の文章が簡潔ではあるが、丘師はそれを評価している。丘師自身、提唱は簡潔であったとき<sup>(48)</sup>れているが、自らの提唱方法のリズムに良く契つたものか。なお、丘師の『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』が、岸澤師の筆録を元に没後刊行されており、その冒頭の岸澤師「改訂仏祖正伝禪戒鈔講話につきて」や、丘師自身の「玄談」を見ていくと、『禪戒鈔』を重視しており、そこには『禪戒本義』の名前は出て来ないのだが、『提唱録』では別様に見えてくることには注意しておきたい。要するに、岸澤師が描いた丘師の姿と、それ以外の伝承には相違が存在している可能性があるのである。なお、丘師による『禪戒鈔』改訂については、また機会を得て検討してみたい。

・『達磨一心戒文』(五八丁裏・六三丁表・六四丁表裏・七一丁表・七二丁表・七三丁裏・七四丁表・七五丁表・七六丁表裏) 主として十重禁戒の提唱の際に引用されている。なお、『禪戒

本義』では冒頭に「嵩嶽達磨大師戒文」として『一心戒文』を引用しているが、その影響か。

永平道元『正法眼蔵』「諸悪莫作」巻（五九丁表・六五丁裏・六六丁表） 三聚浄戒の第一摂律儀戒及び十重禁戒の第一不殺生戒の提唱で参照されている。

・指月慧印『禅戒篇』（六七丁表） 十重禁戒の第一不殺生戒を示す際に参照されている。

## (11) 禅戒論について

### ◎「我宗の戒」について

まず、『提唱録』冒頭部分では、以下の説示が見える。

之れは禅戒を御開山様が二代孤雲様に授けられた其れを二代様が筆記された物だから取も直さず我宗の戒である禅戒の根本である（五三丁表）

禅戒を「我宗の戒」としているが、宗派・宗旨としての特徴までは示されていない。

### ◎禅定（坐禅）と戒との関係について

宗門では禅戒と云ふて禅定と戒が一つである（五六丁裏く五七丁表）

此の佛戒は佛祖正傳の戒だ此れを受持せば佛境界だ位大覚に同ふし終る汝も如是我亦如是禅戒一致じや一切の公案は尽く戒法の上であり此の戒法は一千七百則の有る處じや公案と戒と更に変りは無い禅と戒とは一致である禅即戒此れを誤まら

ぬ様にするが能い（八一丁表）

明治期の『修証義』刊行以降、宗門内では安心の問題を回つて、坐禅と受戒との関係性が模索された。その上で、丘師は『修証義』の有効性を認め、『曹洞宗意綱要』という提唱録を残され、「宗門の受戒入位と云ふ安心は、達磨大師の坐禅と云ふものと決して矛盾するものではない」とされ、更に、受戒と坐禅について選択的・分別的思考を有する者は「形式に囚はれての話」<sup>50</sup>とまで批判された。

よつて、禅戒一如の立場に立つことは明らかだが、特に『教授戒文』の提唱においては戒の側を中心にしながら、その受戒の功德を前提に禅戒一如を説かれている。

### ◎道徳との対比

普通の様に道徳的に説く戒法では危険でならぬ吾が禅戒では自性灵妙に徹する故に大丈夫た（六六丁裏）

或現大身或現法身此れが才七不自讃毀他戒じや天地に讃毀する自他は無ひ之れが禅戒だ此れを置いて普通の文字の通りの道徳戒では禅戒では無ひ道徳戒だ（七五丁表）

佛性法性に通達する時世間の倫理道徳も之れより起る其れを世間の道徳話の様に盗人をしては成らぬぞ虚言を言ふては成らぬ位では禅戒とは言へぬ之れが佛祖の一大事因縁だ（七八丁裏く七九丁表）

丘師は斯様に、禅戒と道徳との対比を行い、両者を混同しないように示されたが、この時代、例えば高田道見老師（一八五八く

一九二三)の『通仏教安心』で、「安心以後の道德」が説かれ、在家信者に対して五戒の受持を通して、世間の道德を實踐するよう促すなどしていた。高田師の見解を直接の批判対象にしているかは分からないが、宗派内の一部に、明らかに道德をもって持戒に比する流れがあつたことは明らかである。

今の書生衆の云のを聞けば或は消極的の道德であるとか或は曰く禁欲主義である禁欲主義は印度古来の道德である今日の道德は積極的で無くば■成らぬなと云ふて居る高い米を食ふて比の様な馬鹿な事を云ふツマラヌ(八〇丁裏)

更に、右の一節を見れば、禁欲主義だと断定されることへの反発心もあつたことが分かる。矢島錦蔵氏の『倫理学講義』にも「禁欲主義」という一章が設けられ、<sup>(52)</sup> 仏教をその代表のように扱っている等、同様の見解などが当時、言論界で発せられたものであろうか。そして、丘師は、達磨の『一心戒文』を引き、自性靈妙に徹する禅戒の本義を求めよう促している。

### (三) 原坦山和尚への評価

昨日三嶋へ行たら常林寺に坦山和尚の偈が有た彼れは滑稽和尚である曰く通身如泡沫心性似金剛石火電光裡坦然常寂相と書て有た我慢が見へる偈は人格が見える大切な者だ面山和尚の偈に曰く我れに大力量あり風吹ば即ち倒ると身境一枚である至た者だ坦山和尚は身性各別の見外道の見た此の様な外道和尚が有難とは訳の分らぬ話だジャン顔に女が戀れて命を捨

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

てる位だから其れも仕方が無い今まは坦山和尚の様なことではない其の様な見を起しては成らぬ(六〇丁裏く六一丁表)これは、三聚淨戒の「第三撰衆生戒」への提唱として行われた一節である。丘師は、坦山和尚の主張が余程気に入らなかつたのか、仏道ではないと断じた。その理由を検討してみると、現在の静岡県三島市内の常林寺に赴いた際に坦山和尚の偈を見て、おそらくは「通身如泡沫心性似金剛」とあつたことに不満を懐かれ、これを「身性各別の見」だと見たことになる。

曹洞宗では道元禪師『弁道話』の説示を根拠に、身心一如をもって仏法とする。その立場から見れば、坦山和尚の主著である「心識論」や『心性実験録』<sup>(53)</sup>では、解明の対象である心識・心性に入れ込みすぎていて、しかも、西洋の科学との関係性を求めて心識・心性の本源が脳髓だと断定している。そうなれば、我々の全身の位置付けは極めて曖昧となる危惧が生じる。先の坦山和尚の偈は、その危惧されているところを「通身如泡沫」と詠んだため、批判を免れ得なかつたといえる。

### (四) 慈雲尊者飲光への評価

話は外の事に成るが話して置かう黒田様にも話たが黒田様は大悟の羅漢じやと云はれたが彼の慈雲律師の記かれた本に金剛聖聞解と云ふがある金剛聖を話された者で近年鴻盟社から出版した本だ其の本の中に云く般若波羅密に通達せずは戒を得得することは出来ぬ戒を悟たのでない大悟徹底せば一切の

戒には反かぬ今の禅僧は大悟を唱ふるも無慚無愧な<sub>1</sub>をする何が大悟徹底したか大悟徹底の衲僧なれば天地と吾と同根萬物と吾と一体である其の因縁一体の者が何を自とし何を他として殺すのである盗む可き者も無く男女の相も無ひ殺す可く盗む可く淫す可き者を見ぬ空無我に達せば悪として為すべきはない故に不邪淫戒不偷盜戒を發得する事か出来る般若三昧に通達せば一切戒を發得する戒法發得が出来ずは大悟の人でない(七九丁裏〜八〇丁裏)

まず、「黒田様」について、丘師の『改訂仏祖正伝禅戒鈔講話』には、浄土宗の黒田真洞上人(一八五五〜一九一六)の説教を聞いたことが示されており、交流があったと理解出来よう。<sup>54)</sup>

慈雲律師とは、近世中後期に活動した慈雲尊者飲光(一七一八〜一八〇五)のことである。ここで指摘されている『金剛聖聞解』であるが、実際には『金剛般若波羅蜜經講解』であり、鴻盟社から明治二五年(一八九二)に刊行された。

丘師が引用された「戒の發得」について、直接の同文を見出すことは出来なかったが、類似した戸羅波羅蜜などへの提唱は数箇所見られるため、それらを意識したものか。

なお、大悟徹底を戒法發得と見ていることの方が、むしろ慈雲尊者の主張を受けているようにも思う。慈雲尊者は『金剛經講解』において、大悟をしたと主張した者が、その後無碍に悪行を重ねることを批判し<sup>55)</sup>つつ、本来は戒法の發得に繋がるとした。

明治時代以降、僧侶の結婚が問題となっていた時代に、果たし

て大悟徹底による戒法發得がどれほどに行われていたものか不明であるが、丘師がこの一節を説いた理由は多分に聴衆への激励の意図もあつたものかと拝察され、また、それは西有穆山禪師(一八二一〜一九一〇)の意向も受けられたものか。<sup>56)</sup>

## 九、『教授戒文』の作法的意義について

『教授戒文』は、『菩薩戒作法』に基づいた伝戒式、あるいは授戒会の中で「教授道場」で教授師が読誦するもの、という位置付けが基本である。

おそらく、道元禪師の頃は様々な『教授戒文』(あるいは「教授の文」)があつたのだと思うが、それが経豪禪師『梵網經略抄』の参究対象となり、更には、懷辨禪師によって筆録されたことがそのまま伝承に組み込まれつつ『教授戒文』として書写され、また、瑩山禪師の『教授文』へも展開していった。

近世に入ると、加賀大乘寺二六世の月舟宗胡禪師による授戒会(禅戒会)の再興などで「教授道場」が確立され、結果として『教授戒文』読誦という作法が一般化した。

一方で、『教授戒文』自体は、決して容易な内容ではなく、宗旨との関連性が重んじられる文献でもある。そのため、授戒会の説戒の時に『教授戒文』が組み込まれ、また、『教授戒文』自体をより適切に学ぶため、『梵網經略抄』が参照された『禅戒本義』『禅戒鈔』なども編集され、巷間に流布した。

なお、授戒会における「教授道場」については、「懺悔道場」

との関わりを見る必要も理解できたが、本論では採り上げることが出来なかった。機会を改めて検討したい。

近世の万仞道坦禪師、近代の丘宗潭老師の批判にも見えたように、「教授道場」では『教授戒文』をただ読んで終わるという場合も多かった。そのため、『教授戒文』自体を学ぶように促した提唱が筆録されて、現代まで伝わった。

本論で収録した丘師の『提唱録』などは、その記録の一つである。『教授戒文』を学ぶことは、宗侶自身は、自らが受けている仏祖正伝菩薩戒の真意を把握するために必要であり、更に、授戒をしていく際には思想的根拠ともなる。本論が、『教授戒文』の学びの一端の寄与することを願いつつ、以上としておきたい。

### 註記

- (1) 菅原二〇二〇
- (2) 青龍一九六九、佐久間一九九六、晴山一九九八
- (3) 『全集六』二二二頁
- (4) 『全集六』二二二頁
- (5) 『全集六』二二八頁
- (6) 『洞上室内儀軌』所収
- (7) 『全集六』一八七頁
- (8) 『曹全』「禪戒」四〇八頁上段
- (9) 『全集六』一七四頁、訓読は筆者
- (10) 『三大尊行状記』「懷菴禪師章」、「曹全」「史伝(上)」一四頁下段、

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

訓読は筆者

- (11) 『全集六』一七六頁、訓読は筆者
- (12) 青龍一九六九
- (13) 『梅山和尚戒法論』奥書、『高山古伏雜誌』二二三丁裏〜二四丁表、訓読は筆者
- (14) 菅原二〇二〇
- (15) 『統曹全』「禪戒」所収本を参照
- (16) 菅原二〇一九a
- (17) 『統曹全』「禪戒」一二七頁、訓読は筆者
- (18) 『統曹全』「禪戒」一三〇頁下段、訓読は筆者
- (19) 菅原二〇二〇
- (20) 『禪戒鈔』「序」四丁表
- (21) 『統曹全』「清規」四七三頁上段
- (22) 『統曹全』「清規」四八二頁下段
- (23) 『戒会直檀寮指南記』一三三丁裏
- (24) 『統曹全』「清規」四八八〜四八九頁、訓読は筆者
- (25) 『統曹全』「清規」四九七頁下段
- (26) 『弘戒法儀』「授戒日規」合冊本参照
- (27) 菅原二〇二〇
- (28) 『統曹全』「法語」四五〇頁下段、訓読は筆者
- (29) 『永平寺史(下)』九三〜九四二頁を参照
- (30) 『統曹全』「法語」四五〇頁下段、訓読は筆者
- (31) 『永平寺史(下)』九三四頁、訓読は筆者
- (32) 『永平寺史(下)』九三三頁、訓読は筆者
- (33) 『曹全』「禪戒」一七三頁下段
- (34) 『禪戒口訣或問』一八丁表
- (35) 菅原二〇一八

- (36) 『曹全』「禪戒」八七頁下段
- (37) 青龍一九六九、佐久間一九九六
- (38) 佐久間一九九七
- (39) 青龍一九七九
- (40) 本多一九九九
- (41) 『曹全』「禪戒」四五五頁上段
- (42) 『統曹全』「禪戒」四〇二頁下段
- (43) 『統曹全』「禪戒」三九七頁下段
- (44) 『提唱録』五四丁裏
- (45) 『提唱録』五三丁表
- (46) 『細川』「講話」一三一頁
- (47) 本多一九九九
- (48) 志部一九八四
- (49) 『曹洞宗意綱要』四六頁
- (50) 『曹洞宗意綱要』六二頁
- (51) 『通仏教安心』一三八〜一四五頁
- (52) 『倫理学講義』一五八〜一六一頁
- (53) 原坦山の著作は『坦山和尚全集』を参照。なお、「心識論」は元々、明治二年に刊行された『時得抄』に収録
- (54) 『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』一三〇頁
- (55) 『金剛經講解』一二七頁
- (56) 菅原二〇一九b

参考資料

《一次資料》

- ・『面山古伏雜誌』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禪研究所配架  
(請求番号・188.3/02943)
- ・『戒会直檀寮指南記』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禪研究所配架  
(請求番号・188.8/02910)
- ・『禪戒口訣或問』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禪研究所配架  
(請求番号188.8/02854)
- ・『弘戒法儀』『授戒日規』合冊本、刊記無し・江戸期版本と推定、『弘戒法儀』冒頭に「黄檗祖祖沙門隆琦編正」と記載、筆者所持
- ・万仞道坦『仏祖正伝禪戒鈔』出雲寺文次郎・明治一四年版、筆者所持
- ・葛城慈雲『金剛般若波羅蜜經講解』鴻盟社・明治二五年、本論等では『金剛經講解』と略記。
- ・矢島錦蔵『倫理学講義』富山房・明治三四年
- ・高田道見『通仏教安心』仏教館・明治三七年
- ・丘宗潭提唱『教授戒文』提唱録』明治三九年筆録、筆者所持、本論等では『提唱録』と略記
- ・原坦山著・釈悟庵編『坦山和尚全集』光融館・明治四二年
- ・曹洞宗務院編『洞上室内儀軌(仏祖正伝菩薩戒作法・教授戒文・伝法室内式)』曹洞宗務院蔵版、印刷年次不明、筆者所持
- ・丘宗潭提唱・丘球學編『曹洞宗意綱要』鴻盟社・昭和四年
- ・丘宗潭提唱・岸澤惟安編『改訂仏祖正伝禪戒鈔講話』鴻盟社・昭和六年
- ・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』曹洞宗全書刊行会刊。引用や参照時には、『曹全』『統曹全』と略記し、巻号と頁数・段数のみで示した。
- ・丘宗潭提唱・細川道契編『洞上室内伝法口訣三物秘弁講話』高乗寺・昭和二四年、本論等では『細川』「講話」と略記

- ・永平寺史編纂委員会『永平寺史』上下巻、大本山永平寺・一九八二年
- ・青龍宗二翻刻「正高寺本『禪戒游刃』」、『駒澤大学仏教学部論集』一〇・一九七九年、青龍一九七九
- ・佐久間賢祐『教授戒文鈔源支』について(2) 翻刻、『曹洞宗研究員研究紀要』二八・一九九七年、佐久間一九九七
- ・本多寛尚「翻刻・校注『永平教授戒文辨解』」、『駒澤大学禪研究所年報』一〇・一九九九年、本多一九九九
- ・『道元禪師全集』全七巻、春秋社、引用時には『全集〇』〇〇頁とし、巻数・頁数のみ略記した。

#### 《二次資料》

- ・青龍宗二「教授戒文について」、『宗学研究』一一・一九六九年、青龍一九六九
- ・志部憲一「洞門の人——眼蔵会歴代講師(二)」、『傘松』昭和五九年四月号、志部一九八四
- ・佐久間賢祐『教授戒文』解釈の系譜、『宗学研究』三八・一九九六年、佐久間一九九六
- ・晴山俊英『梵網経略抄』における教授戒文について、『宗学研究』四〇・一九九八年、晴山一九九八
- ・菅原研州「瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究」、『禪研究所紀要』四六・二〇一八年、菅原二〇一八
- ・菅原研州「万光道輝の研究」、『禪研究所紀要』四七・二〇一九年、菅原二〇一九 a
- ・菅原研州「有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について——付録『対客一話』翻刻資料——」、『愛知学院大学教養部紀要』六六一・二・三合併号・二〇一九年、菅原二〇一九 b
- ・菅原研州「洞門授戒会作法成立の一考察」、『禪研究所紀要』四八・二〇

洞門における『教授戒文』の作法的意義について

二〇年、菅原二〇二〇

#### 注意喚起

本論に附録した『提唱録』本文には、人権問題に抵触する可能性がある語句等が見られた。閲覧・参究の場合には、差別等に繋がらないよう、呉々もご注意願いたい。

・原坦山を批判した箇所で、「外道の見」「外道和尚」と用いている。外道とは本来、仏道以外の思想や、その思想の信奉者を指す言葉であったが、後には道に外れていることを侮蔑的に表現することで、人権的な問題を含んでいる。

## 附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料

### ※凡例

- ・当資料は、筆者所持の『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱』所収の『教授戒文』提唱分を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は『室内三物秘弁』提唱分に続く数となっている。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。ただし、「為」「成」「可」など一部は漢字のまま表記した。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・確認された誤字は翻刻文の下部に指摘した。
- ・内容には、現代の人権擁護の観点からは問題となる語句等が見られるが、本論註記に付記しておいたので参照されたい。
- ・文中の■は筆録者の塗り潰し。

### 【53オ】

教授戒文 丘老師提唱

明治三十九年九月十日午前

此の教授戒文は中々に六か敷分るまいけれども大切な  
なことからざつと一應読で置かふ之れは禅戒を御

なは衍字か

開山様が二代孤雲様に授けられた其れを二代様が筆記

された物だから取も直さず我宗の戒である禅戒の根本で  
ある此の戒文を分けて二となす 夫諸佛大戒者よ  
り聯綿於古今<sup>二</sup>に至る迄を古傳を述べ我大師釈迦

では衍字か

### 【53ウ】

牟尼佛陀以下は伝来の様子を述べ以下は文の如く受戒  
である此の戒は諸佛の大戒なる故に護持する者は諸佛  
である超越於三際とは此れは皆には分るまいが全体を  
云へば分り切て居ることだが夫れが中々分らんだ授戒の  
当処に三際は超越して居るのじや志を堅く以て居れば  
分る様に成る時も有るだロー分らぬ者を今ま無理に  
分からせよとするのは柿の青ひの色ませよとする  
様な者で駄目だ証契と云ふ事が大事だ此の禅戒を

以は持つの誤記

### 【54オ】

証契するのだ証契だからボンヤリして居ることでない  
今日の者は此の証契と云ふことが無ひ其れだから超越於  
三際の時が分らん証契即通すると三際と云ふ者は既に  
無ひのじや故に超越する先佛は証契即通せられて今日に  
聯綿として来て居るのだ其を師匠が弟子を得て今將  
付授すと戒を傳へるのは即ち佛祖傳來の深恩に酬ゆる  
のである而して其弟子を得て傳戒するの目的は人天眼  
目と為ヨ一と云ふのである若し傳戒の者として眼目目標

### 【54ウ】

と成ることが出来なれば其れは弟子が悪いのだ

故に傳戒の人は是非眼目と成らねばならん戒は佛祖の慧<sup>命</sup>である故に此の戒を証契即通して惠命を断絶

せぬ様にせねばならぬ其れには順序として懺悔をする

のであるが其れは先佛の證明を仰がねば成らぬのである

懺悔の文は云はなくとも分て居るだローから止めとして置

こう既に佛祖の證明を仰で懺悔をする其れは身口

意の三業の垢を浄除と拭ひ取るのだから口で懺悔の文をべら

【55才】

べらとしやべると云ふ事では無ひ心に浄除と云ふことが

無くば何にもならぬ其の垢を拭ひ取るのは懺悔の力では

来るのだ又た佛祖の證明に依て明了と成るのである先

佛万祖方を証人に立てるのである

一体三宝とは三寶と云ふかはなれども一の上の三寶だ真

如の一体に三宝がある真如を佛宝とも法宝とも僧宝と

も云ふ故に一体三宝と云ふのだ此の一体の三宝は显れざる上の

話で显れたのが現前三宝である之を未來際に傳へて行くの

【55ウ】

が住持三宝である此の三つの三宝は一の真如に過ぎないのであ

る一切の佛と云ひ諸の菩薩と云も悉く自己の佛性の显

現だ別物は無ひ即ち真如一体の显れたのだ阿耨多羅

三藐三菩提是れが佛法である是れが清浄離塵であ

る理事和合して水と波の如く成る之れが僧宝だ現前

証菩提とは釈尊を基準としてあるのである然れば

先<sup>の</sup>は不現前の三宝で今度のが現前三宝だ現と不現  
其れ丈の相違である或転海藏とは此れは華嚴

【56才】

經のことを云ふので彼の華嚴經は大部分龍宮海に

藏て居る故に海藏と云ふのだ印度では貝葉に書て

傳た故に云ふので是れ等は尽く法宝である彼の一体

真如の不現前の三宝が世尊に依て現前したのである

誠に文が順序能く出来て居る此の様なことは理

屈では無ひのだから皈依する時で無くば分らぬ或は

天上或は人間塵中虚空海藏に轉じ貝葉に轉

じ種々なる方面より今日に傳へ来て居る此れが住持

【56ウ】

三宝である如是真如に皈依する処於て戒を得る事

が出来るので佛為師不師餘道此の決心が必用だ

此の処に於て一体三宝を証得する事が出来るのだ

一体三宝を悟るのが現前三宝だ此れを長く護持し

て行くのが住持三宝だ然れば一の者を三に別たので三は

別では無ひのだから分らぬ故に話して歹すのだ禪戒

抄などには色々と書てあるが沢山書けば書く程分り

悪くなる宗門では禪戒と云ふて禪定と戒が一であ

【57才】

る一体の三名佛の法報応三身は即一身と云ふ如く名

を換へたまで、禪定と戒法は一つじや馬祖下の維

清禪師曰く無上菩提身に蒙らしむるを戒と云

ひ心に蒙らしむるを定と云ひ口に蒙らしむるを恵と

云ふと云はれた此れは慶徳傳燈録に出て居る語だ

が此の語に依れば身口意に掛けて戒定恵の三を別

たので実は一である云ふ事は明らかであらう故に我宗

では衆生本有の佛性を戒云ふのだ故に名けて三昧

【57ウ】

王三昧と云ふのだ三昧は佛性三昧だ身に於ては戒と

云ひ心に於ては定三昧と云ふ師資面授傳戒する上に

於て其の道理はある古人は嗣法のみで傳戒せなんだ人

もある然し傳戒は不用じやと云ふのでは無い古人にあ

る故に云ふて置くまでじや此れは変法である面授の時

に師の佛性と資の佛性とは二面ないのだから嗣法のみ有

て傳戒が無くとも法に於て相違は無ひ証契即通

の時にあるのだ師資の佛性相照して中に影象は無

【58オ】

いのだ然れども傳戒の儀式を行ふて傳へると云ふのが

正式である上三物秘弁に於て云ふた通り吾宗の戒

は佛性戒じや佛性に何の防非止悪がある防非止悪

なぞとのみ云ふは戒を知らぬ連中が云ふので甚だ当

らぬ佛性戒の显る処に自ら防非止悪の儀も有らうが

佛性戒其者は防非止悪では無いのだ佛とは佛性真

如だ八万の寶藏も佛性真如を説た者じや此の佛性

景の誤記

真如を學ぶ者を僧と云ふ懺悔とは何ぞ普通

【58ウ】

では悪を止めると云ふが吾門では煩惱即菩提佛性

に通達するのだ一切佛性だ一切の煩惱は真如であ

る佛性以外の者は一物として止む可き悪が無い達

磨大師は佛性を悟るを戒と名くと云ふて御座る佛

性の上に二百五十戒も比丘尼の五百戒も三千の威儀

も八万の細行も显るのだ佛性三昧である宗門より

云ふと一として小乘律は無ひ三藐三菩提の法である

一切の戒は佛性の威儀だ此の所謂を述るのが三

【59オ】

聚淨戒十重禁戒であるのだ 撰律儀戒 撰とはヲ

サメルの義で此の撰律儀戒の内に二百五十戒も五百

戒も三千の威儀も八万の細行も撰て居るのだ故に文

に法律の根源と云ひ窟宅と云ふてある沢山の法律

は皆な佛性の上に集て居る衆生本有の佛性が八万

の法藏と成るのじや佛法律の根源である佛性とは

如何なることぞ停ニ心意識之運轉ニ止ニ念想觀之測

量莫レ図ニ作伏ニと云ふ処が佛性三昧だ此の佛性三昧

【59ウ】

より八万の寶藏も显现するのだ普通撰律儀戒

と云へば一切の悪ひ事は為るで無いと云ふのだが御開

山は諸悪は莫作じやと云はる、諸悪は実想だ莫

法の誤記か

相の誤記

作である故に一切の諸悪が法律の根源だ量見違

了の誤記

しては成らぬ諸悪莫作の巻を見て能く／＼参究するが能い但馬の出石の見性寺の幽蘭和尚は此の撰律儀戒の下に側耳清風開眼目と云ふ句を付けられた幽蘭和尚の境界の洒落なる処が見へる様だ

【60オ】

第二撰善法戒 此の戒は文に有る如く能行所行で行ふたり行はれたりするのだ此れが阿耨多羅三藐三菩提の法だ三千の威儀も布施愛語も能行の人も所行の法も阿耨菩提じや初中後共に別は無ひ此の撰善法界の下に幽蘭和尚は到得皈來無別事と句を

戒の誤記

付けられた平生底の左之右之仕事■が撰善法戒じや洗面の時も當願衆生だ入浴の時も當願衆生だ三宝禮拜の時も當願衆生だ

【60ウ】

才三撰衆生成 衆生教化とは超凡越聖の處が教化だ自他を解脱する処に教化し尽して居るのだ普通教化と云へば説教でもして色々云ふて夕かせることを教化と云ふが宗門のは大に異て居る昨日三嶋へ行たら常林寺に坦山和尚の偈が有た彼れは滑稽和尚である曰く通身如泡沫心性似金剛石火電光裡坦然常寂相と書て有た我慢が見へる偈は人格が見える大切な者だ面山和尚の偈に曰く我れに

【61オ】

大力量あり風吹ば即ち倒ると身境一枚である至た者だ坦山和尚は身性各別の見外道の見た此の様な外道和尚が有難とは訳の分らぬ話だジャン顔に女が戀れて命を捨てる位だから其れも仕方

無ひ今まは坦山和尚の様なことではない其の様を見を起しては成らぬ、凡を超へ聖を越へ自他脱落の話だ大千沙界海中沷一切聖賢如電拂と証道歌

には有る大千沙界海中沷だから人法共に沷だ此の時

【61ウ】

は大千沙界と共に凡聖尽く濟度し尽して居る凡聖を解脱した時に一切衆生界を教化し尽したので或る人が私に問ふた經中には釈尊でも弥陀でも一切衆生を濟度し尽さずば正覚を取らずと云ふてあるが其れでも二尊共佛と成て御座る虚言を云ふたのですかドーかと問た故に私は答へて御前迷ふて居るのが佛は教化し尽して御座るのだ迷ふのは自分が悪ひ凡聖を超越し自他を解脱する時衆生

【62オ】

は教化し尽されて居る大悟徹底の時に迷者は見えぬと云ふて遣た大智様は欲度衆生無衆生と云ふて御座る虚言じやと思ふたら衆生界の源底を尽して見るが能い幽蘭和尚が此の偈を撰衆生成の下に

引て句を付られた禪戒本義曰経豪鈔曰三聚淨

戒は皆な此れ阿耨多羅三藐三菩提なり又曰一実相の功德を三度に説之と心得なり此れ諸悪莫作じや

一実相律義じや十重禁戒も実相の律儀である八万の

【62ウ】

細行も実相の律儀である宗門傳戒の模様は此の通りだ経豪様は阿耨多羅三藐三菩提なりと説れ

である一切の奉行は此れ修善なり善悪無記の善

に非ず故に阿耨多羅三藐三菩提の法である衆

生の悉有は皆な佛性だから三度説くなり云ふ

のだ吾門では參學の堂奥に至る時傳戒を許

すと云ふのが御定りじや御開山は身心脱落の時に如

淨様から此の戒を得られたのだ

【63オ】

十重禁戒

此れも阿耨多羅三藐三菩提の法を十度説くと心得

べし此の様な明文は無いが三聚淨戒の処にある故に一伏性

を十度説くと見て差支は無い自性の灵妙を異名

を以て十度説くのであると万仰和尚は達磨の一心戒

に云はれた然れば十重禁戒は正しく異名を以て

自性灵妙と十度説くのである太祖様の所では心

地に非無き自性戒とあり非とは是非の非に非ず然

【63ウ】

れば如何不止善不止悪じや冢に對せずして照し自に触

れずして知る此れ自性戒だ之れは理屈では■いかぬ待

對を絶したるを冢に對せずして照すと云ふのだ妄想

するなと其の様な事では駄目だ縁に對せずして自

心に徹底した時に真に分るのじや其れを六祖檀經には

心地無相戒と云ふてある縁に對せずして照す自に觸

れずして知る此れ無相戒じや禪戒本義では三聚

淨戒は皆な此れ阿耨多羅三藐三菩提なり又曰く一

【64オ】

実相の功德を三度説くなり心得るなりと云ひ佛の處

では十重禁戒三聚淨戒じや達磨の下では自性灵妙

じや廓然無聖じや不識じや六祖に至ては無相戒じや御

開山の處に來ては一実相の功德系統がチヤント定て

居る壁觀三昧無相戒一実相の功德十重禁戒三

聚淨戒異名澤山あるが佛性戒の一だ皆な禪戒

本義を求めて見るが善ひ本義は文が簡にして

明かじや禪戒鈔はダラ／＼して居る却て分り悪ひ今

【64ウ】

頃の衆は禪戒本義あることも知らぬ人が多い

第一不殺生 之れは一心戒に自性灵妙於常住法中斷

滅の見を生せず名けて不殺生戒と云ふとある此の

達磨の一心戒より解せば自性灵明妙常住と云ふか

ら動かぬ事の様に思ふであローが常住とは空無

思の誤記か

壇の誤記

我と云ふことだ自性灵妙は空無我だ空無我法に徹底せは殺すべき者は無ひ断滅の見を起しては成らぬ空無我法に於て何を魚とし何を獸類として殺すの

【65オ】

じや断滅の見る可き筈は無ひ殺すべき者の見へる内は空無我に達して居らぬのだ

引きよせて結ばば柴の庵なり鮮くれば元の野原なりけり

一切の法は庵である日露の戦争を見る戦て居る最

中は一生懸命の交換我慢の張り合で有る戦争

に実性が有た様で有たが小林・男・トウイツテの一言の

講話で満州の埜に徳風颯々じや其の徳風も講和

の出来さる先きは醒風颯々で有た我見ある時に殺す

【65ウ】

のだ若し戦争に実性実体あるなれば中々講和は出来

ぬ我見の張り合の時戦争は行なはる自性無我性に徹

底せば殺すべき者は無ひ断滅の見を起し様はない此

の無我性に徹底したのを名けて不殺生戒と云ふの

た普通不殺生戒と云へは甲乙を立て、云ふ事不徳

義であるから殺すで無ひぞと云ふのだが今は自性

無我法に達するから殺すべき者が無ひ此の自性灵

妙に徹したのを不殺生戒と云ふのだ御開山様は諸

【66オ】

悪莫作巻に曰く諸悪莫作トオコナヒモテユク諸

悪スデニツクラレスナリユクトコロニと御示しに成て居

る之れ一切法空無我性に通達するからである喩へば

草を根から引き抜て取る様な者だ此の戒を持てば無

量永劫に殺すべき者は無い常住の法に通達せば殺

すべきことは出来ぬのだ普通の不殺生戒の説き方で

は草を芽だけ切り取た様な者だ何時芽が出て

本の通りに成るか分らぬ危険千万じや今まは一心戒

【66ウ】

を戒文に显したのだ衆生の生命は殺されぬ殺す可き生

命は無ひ文に生命不殺とあるが殺さずと云ふのでは無ひ

不殺<sup>ツツ</sup>じや不殺の處に於て空無我法なる佛種は増長

する自性灵妙の佛種増長じや莫殺とは莫作と同

じ殺すべきものは無いのじや此の戒の持てる処殺生は出

来ぬ此の戒の有る處一切の戒法が持てるのだ普通の様に

道徳的に説く戒法では危険でならぬ吾が禪戒では自

性灵妙に徹する故に大丈夫た譬て佛戒は天子の行

【67オ】

幸の如しと禪戒編に書てある佛戒の行へる処に一切戒

悉く行へるのだ此の様に戒を行ふ處は余門には無ひ

吾門の特色である或宗では戒は威儀じやなど、云

ふて居る大ソナ違いじや今は一切灵妙無我法に

通達せずば佛者とは云はせぬ今ま一つ心得るべきことは

輕重を分つことである普通人を殺すを重とし人

以外の動物を軽しとし又た動物でも龍とか象とか牛馬を殺すを重しとし小虫を殺すを軽とし如斯

【67ウ】

軽重を付けるのが普通じやが宗門の殺生戒には軽重

は無ひのだ一切無我法に通達する故に一切法の上に付て

殺すべき者は無ひ宝積經に出て居る事だが文殊

が劍を抜て佛に向た佛問ふて曰く何をか為す文殊

曰く佛を殺さんと欲す佛曰汝ち殺すべき佛身を見

るやと云はれた言下に文殊劍の藏め処が無かつ杜て

困たとある不殺生戒は此の處じや文殊は閉口して

仕舞た風が居ると思ふから殺す魚が居ると思ふ

【68オ】

から漁する一切法は無性一切法は無我一切法は無相と

徹底せば汝何をか殺す汝殺すべき佛身を見るや

如是禪戒を授戒するのだから難有のだ此の無相の

戒には一切の戒として含まざることとは無い故に能所

を見て殺すなと云ふ様な浅薄の話では無いのだから

づ之れ位で置かう長く敷沢山に云へは云ふ程分ら

無くなるから

オ二不偷盜 今朝云ふた様なことを十辺云ふだけ

【68ウ】

のことで別なことではない此の不偷盜戒の元に亙く

三輪清淨無所希望諸佛同道也とあるが此れは

心境如々解脫門開也と仕た方が能い何れも開て見れば一つ事だが矢張心境如々と仕た方が能い之れは

講釈せぬでも善ひ様な事だ自性灵妙於不可得

法中不起可得念為不偷戒とある一切の法は不可得

の法だ一法として得べきものは無ひ然るを凡夫は得べき

者がある様に思ふ不可得の法中に可得の念を起せば

【69オ】

佛性に犯す法に反く何を者として盗むのである盗む

べき者は認められぬ然るを有として可得の念を起す

是を偷盜と云ふのだ白隱和尚曰く有りと見て無

きは常なり水の月一切の法は皆な水中の月だ其の

様子を前には心境如々解脫門開と云はれたのだ如は

空に名くるので盗む者も盗まれる者も空無我性だ

繫縛は無い解脫門は常に開て居る一切の物にあ

りと云ふ自性の念を生ずる故に殺す心も起れば盗む

【69ウ】

心も起るのだ大舎に明文がある如是に授持するのが

佛戒の持ち方である

オ三不貪婬 普通では僧侶は不貪婬戒で在家

の者は不邪婬戒と云ふのが定りたが佛戒から云ふと

出家在家共に不貪婬戒である愛の念を起さず

とは如何円覺經曰一切諸法皆眞如無男女相

無自他相無犯無持名眞持戒とある之れを無着

と云ふのだ一切の法は真如の相である愛着の念の起

【70才】

るべき相は無い三輪空着じや男女の二葉は氷と水の

如し一切の法は諸佛同道じや如是男女の相に達観する

を不貪婬戒と云ふ円覚経の中に安臺車と云ふ女が

有た此の女常に智見も勝れて居る舍利弗が其

の女を見て男なれば能かローに惜らくは女じやと云ふ

た女曰く我十四五年來男女の相を求むるに不可得

舍利弗黙然たりとある舍利弗も大に閉口して

仕舞た三輪清浄として男女の相は不可得だ如

【70ウ】

是に男女の相に達観するを不貪婬戒と云ふのだ一

言にして十重禁戒を云へば一切の法は無我空無性無

相じや梵網経には一戒光明と云ふてある佛性の一

戒だ有に非ず無に非ず諸佛の本源行菩薩道

の本源だ本源と云へば又別物がある様に思ふだロ

ーが走ーで無い佛が本源である佛性法性のことだ

第四不忘語 如是難有甚深の戒を知らずに道德

話にして舞<sup>仕</sup>ふては勿体無い自性灵妙不可説

【71才】

法中不説一字為不妄語戒と一心戒にある何にもべちや〜

としやべることは無ひしやべる事のあるは一切法に自性を認

めるからだ一切法空に通ずれば説く可き者は無い

寂の誤記

不止・善不止・悪だ古人曰く這裡は何の所在ぞ有

と説き無と説く夢を見て居るのだ夢を見る

と色々と説かねばならぬ魯祖僧の来る有れば面壁

す魯祖の面壁は不妄語だ葉山久しく陸座せずへ云

云の葉山 座の話も皆な不妄語戒だ法輪本転般若

【71ウ】

の空無我性の法輪缺けて居る事は無い必ず満足して

居る吾彼のみ満足に非ず有情非情法輪を転じて居

る聖中には水鳥樹林念佛念相と云て居る御開山は賣

り買ふ声も法の声哉と云はれた実相の甘露の法に一

潤て一枚に潤て何人も真実を得て居るのだ此の様な

有り難い戒をば普通の様に虚言を云ふな位で置く

其れでは三界有為の法世間生滅の戒だ佛戒は不生不滅

だ常住の戒である三普通貫の戒だ故に始めに三際を

【72才】

超越すと云ふ此の戒は本轉である轉せざる時は無い未

來に於ても過去に於ても此の戒である戒法の根本義じや

世の道德も之れを出でぬ本轉過去の過去際より未

來の未來際迄缺る事なく余る事なし更に不変である

才五不酤酒 此の禪戒は大事因縁である故に血脉に佛

戒は一大事因縁なりとあるのだ諸佛は此の戒を显す為

めに各々に出現される釈尊は之れが為に印度に出現さ

れ達磨は戒を傳ふる為に西來された達磨の戒では自

思の誤記

陸の脱字か

【72ウ】

性灵妙於本来清浄法中不生無明相為不酤酒酒

山の処では見塵路と云ふことに成る佛見法見も見塵

路だ本来清浄の法界に佛見法見を起す故だ心を

乱す者を酒と云ふのだ灵妙の法中迷悟を起す酒に

非ずして何ぞ未将来とは其処を云ふのだ将来と未

将来を共に酔はぬ其処が大明だ佛見法見無き時に火

を放つのだ佛見を起せば見に碍へられ法見を起せば

法に碍へらる之れ佛見法見の酒の為に酔て居るのだ

【73オ】

座原文禅箴には冢に対せずして照しと云ふ不酤酒戒だ禅戒本義には佛祖正傳の座原文禅を不酤酒戒と名くとある

座禅とは佛性三昧宝鏡三昧だ座禅箴を見と見塵

路は無い毎日く朝読て居ても居眠半分だから分ら

ぬのだ不思量而現不互而成へ乃至曾無染汚之親其

親無委而脱落とある染汚無き処にも居ない脱落

をする将来未将来一切に犯されぬ水清徹地と云ふ

処だ此れ佛祖正傳の三昧だ圣中に文殊大士一日佛見

【73ウ】

法見を起せば此の通りだ南泉の斬猫之れが不酤酒

戒だ

第六不説過 達尸の戒では自性灵妙無過患法

中不説罪過為不説四衆罪過戒と云ひ賣り買ふ

聲も法の声山の色谷の響きも実相の法燕子実相

を談ずがま荷葉に上て正覚を唱ふ溪聲広長舌

山色清浄身更に罪過は無ひ其れを同道同法同証

同行と云ふ更に別塵は無ひ莫教説過と文にある

【74オ】

何を罪過として説くのだ至道無難唯嫌揀擇

同証同行一切法は皆な本証悉く妙修に非ざるは無

し汝も如是我も又如是更に罪過は無ひ此を才六不

説過戒と為す一戒く悉く佛性の光明璨爛として居

る防非止悪ではなひ白毫光である

第七不自讃毀他 達尸は自性灵妙於平等法中不

説自他為自讃毀他戒とある自他は無ひ自他を見る

のは法性に通達せぬ故だ佛性に徹底せぬのだ金剛

【74ウ】

経を見よ無我相無人相無衆生相無住者相とある之れ

佛が金剛三昧に入て明めて御説に成ると上は佛界より

下地獄界の底に至るまで無我相じや平等の法である

其の平等なる一心戒を乃佛乃祖証尽虚と云ふのだ証

とは何を証するのだ大地虚空も一枚に成るのだ此の時

大地に寸土なく空に中外なし之れ大地を証し虚空を

証したのだ此の時は寸土も中外も無ひ之れを達尸は

平等法中と云はれた夫れを書き換へられた迄だ天

【75オ】

地と吾れと同根万物と吾と一体此の語甚だ奇なる  
地に寸土は無ひ法界一枚の月の毘界だ或現大身或現  
法身此れが才七不自讚毀他戒じや天地に讚毀する  
自他は無ひ之れが禪戒だ此れを置いて普通の文字の  
通りの道德戒では無ひ道德戒だ

第八不慳財 自性灵妙真如周遍中不起一相慳執  
為不貪慳戒と一心戒にはある御開山もよく意を云ひ  
抜た者じや法の上より云へば一句一偈万功万徳だ何

【75ウ】

に故である真如佛性である心至一卷も大般若六百巻も

変りは無ひ一法一証だ諸佛諸祖だ念佛一聲も法華

題目も諸佛諸祖である一法の法性ならざるは無ひ従来

不曾惜也目の前に显て居る華嚴聖には一色一香無

非中道と云ふてある一色一香の上に中道は显れて居る惜

では居らぬ其れを惜で説かぬとは訳の分らぬ馬鹿の

話だ鴉鳴鶴噪幾時休せぬ如是に徹底するのが才

八不慳法財戒である玄沙は尽大地一顆の明珠と云ふた

【76オ】

明珠の前には前三々后三々だ従来一法として曾て惜では

居らぬ何れの戒と虫も実に難有

才九不瞋恚 達尸は自性灵妙於無戒法中不許実我名

不瞋恚戒とある御開山は能くも如是説かれた者だ瞋

恚の起る時は我の有る時じや無心無念の時にムカツキ

は無い非退非進………此れ無我と云ふことだ法は無  
我である我があればこそ進退虚実がある一切法は進と  
退と虚も実も無ひ去無去處来無来處一切法無我

【76ウ】

性に通達すれば般若の灵光が显れる般若の灵光を以て

自己を莊嚴して居る更に瞋る可き者は無い

第十不謗三宝戒 達尸は自性灵妙於一切法中不起

生佛二見為不謗三宝戒とある如是佛如是誰ぞ或

は汝は是惠超之れが不謗三宝戒だ生佛の二見を起

さ、る時汝は是れ惠超である更に惠超其の者を取り

除けぬ不二である禪戒本義に御抄を引て曰く一体ト

ハイカンマツ佛トハ法身伏ニテ周遍法界ナル大伏ナリ

【77オ】

法トハ諸法実相トテコレ周遍法界ナルモノナリコノ故二人

々各々卅尊ト同時成道ノ現身ナリ喫茶喫飯尊

ト同体法輪ノ演法間隙ナキモノナリコレガ世間ノ律梁ニ

テアル僧宝ナレバ各自薩婆若海ノ徳アル人々ナリとある

現身演法とは其處じや今の人々の現身が自性灵妙

生伏不二現身が法身の現生だ大日聖に一切衆生言語陀

佛因也と此れ現身じや同く大日經に一切衆生言語陀

罗尼也とあり之れ演法だ薩婆若海とは佛相・海だ現

【77ウ】

身も演法も佛相・海だ一口に云へば三宝の動作だ身を云へ

津の誤記

性の誤記

性の誤記

ば佛言語を云へば陀羅尼吾人の行住坐臥は三宝の行住坐臥じやと云ふ。だ理事更に相違せず法に反かぬ処が和合僧じや故に総ての動作か薩婆若海に皈する之れ世間の律・梁と云ふのだ此の三宝が世間の渡し舟だ故に比の三宝の佛戒を頂戴し今身より佛身に至る迄行住坐臥尽未来際に持て行けよと御示しだ

此ノ十六條ノ佛戒以上は概念である故に或は礼拝或は

【78才】

拝受と語を分て御云である法に依り教に依りて佛戒を受けよ吾れ汝を導て佛戒を受けさしてやる引證

するから礼受せよ教授が戒想を説て聞かせて檀

の前に連れて行のであるから礼拝讃歎限りは無い

戒相を能く聞て居るから誤りも無く授戒する

ことが出来るのだ此の戒は一の佛性法性をば十重禁

戒と云ひ三聚淨戒と云ひ三皈と云ふ皆な佛性の外は無

い佛性の理に通達する故に虚言は言へぬ云ふ可き虚

【78ウ】

が無いのだ今の人が戒は佛教道德じやと云ふが戒其の者は

道德では無いが道德も之れより出るのである此れが一

切道德の根源である一切の法は虚に非す実に非す

故に謗るべき者は無ひ三宝を謗るは徹底せぬからだ

瞋る可き者も無ひ前三々后三々鴉鳴鶴噪幾時休

せぬで法の慳み様も無ひ慳みても显れて居るに非ずや

后にも显れて居る此の法に通達せば他にして毀り様も無く讚め様も無いのだ佛性法性に通達する時

【79才】

世間の倫理道德も之れより起る其れを世間の道德話

の様に盗人をしては成らぬぞ虚言を言ふては成らぬ

位では禪戒とは言へぬ之れが佛祖の一大事因縁だ実

に難有甚深である丁寧テイネイに云へば中々一席や二席

では話し尽すは出来ぬが大体を云へば之れ丈だ

先づ大体は之れ丈で相違は無ひ故に是に依て大

体を知り禪戒の何たるを知り甚深なる道理を兼

知するか能い然して世間の戒師様の話を見よ禪戒で

【79ウ】

は無ひ道德戒が尋い

話は外の事に成るが話て置かう黒田様にも話たが黒田

様は大悟の羅漢じやと云はれたが彼の慈雲律師である

実にエライ人だ得道の羅漢である序でだから話して

置かふ彼の慈雲律師の記かれた本に金剛聖聞解と

云ふがある金剛聖を話された者で近年鴻盟社から

出版した本だ其の本の中に云く般若波羅密原文に通達

せずは戒を發得することは出来ぬ戒を悟たのでない

【80才】

大悟徹底せば一切の戒には反かぬ今の禅僧は大悟を

唱ふるも無慚無愧なををする何を大悟徹底し

相の誤記

津の誤記

此の誤記

たか大悟徹底の衲僧なれば天地と吾と同根萬物  
 と吾と一体である其の同根一体の者が何を自とし  
 何を他として殺すのである盗む可き者も無く男  
 女の相も無ひ殺す可く盗む可く淫す可き者を見ぬ  
 空無我に達せば悪として為すべきはない故に不  
 邪淫戒不偷盜戒を發得する事か出来る

## 【80ウ】

般若三昧に通達せば一切戒を發得する戒法發得  
 が出来ずは大悟の人でない一切の戒を悟る一切の戒は  
 自心・自相の显现である今の書生衆の云のを聞けば  
 或は消極的道德であるとか或は曰く禁欲主義で

実の誤記

ある禁欲主義は印度古来の道德である今日の道  
 徳は積極的で無くば■成らぬなそと云ふて居る

高い米を食ふて比の様な馬廩な事を云ふツマラヌ

此の誤記

大悟とは自心実相に通達した事を云ふ通達した物が

## 【81オ】

如何して盗み如何にして妄言するぞ戒法に順ごう  
 処は実相に順た者だ厥く處は自性に反くのじや  
 馬鹿な事を雷同しては成らぬ此の佛戒は佛祖正  
 傳の戒だ此れを受持せば佛境界だ位大覺に同ふし  
 終る汝も如是我亦如是禪戒一致じや一切の公案  
 は尽く戒法の上にある此の戒法は一千七百則の有る處  
 じや公案と戒と更に変りは無い禪と戒とは一致で

ある禪即戒此れを誤まらぬ様にするが能い  
 【81ウ】

(身)